

## 道路反射鏡（カーブミラー）設置の考え方

### 1 はじめに

道路反射鏡（以下、カーブミラーという）は建物や壁などが原因で見通しの悪い交差点等において、自動車が適切な安全確認位置から直接目視確認が困難な場合に、運転者の目視を補助するための安全施設です。

道路反射鏡には、鏡としての特性があるため、よく理解して運転することが大切になります。そのため、市では現地状況やカーブミラーの特性等を十分考慮し、設置の可否を慎重に判断しています。

### 2 カーブミラーの特性

カーブミラーには次のような特性があることから、現地状況や特性等を十分考慮して、設置を検討します。

#### （1）死角が生じる

カーブミラーは自動車から自動車を見せる位置・角度で設置されているため、見えない箇所（死角）が必ず生じる。そのため、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。（図1）

#### （2）一時不停止や安全不確認等を誘発する

カーブミラーが設置されている場所では、接近車がないことを遠方から確認できるため、交差点通過時の速度上昇や一時不停止を招きやすい。

#### （3）速度感・距離感がつかみづらい

カーブミラーに映る車は小さく見え、遠く感じるやすいため速度感・距離感がつかみづらい。

#### （4）左右が反転するため混乱を招く

カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見えるため混乱を招きやすい。

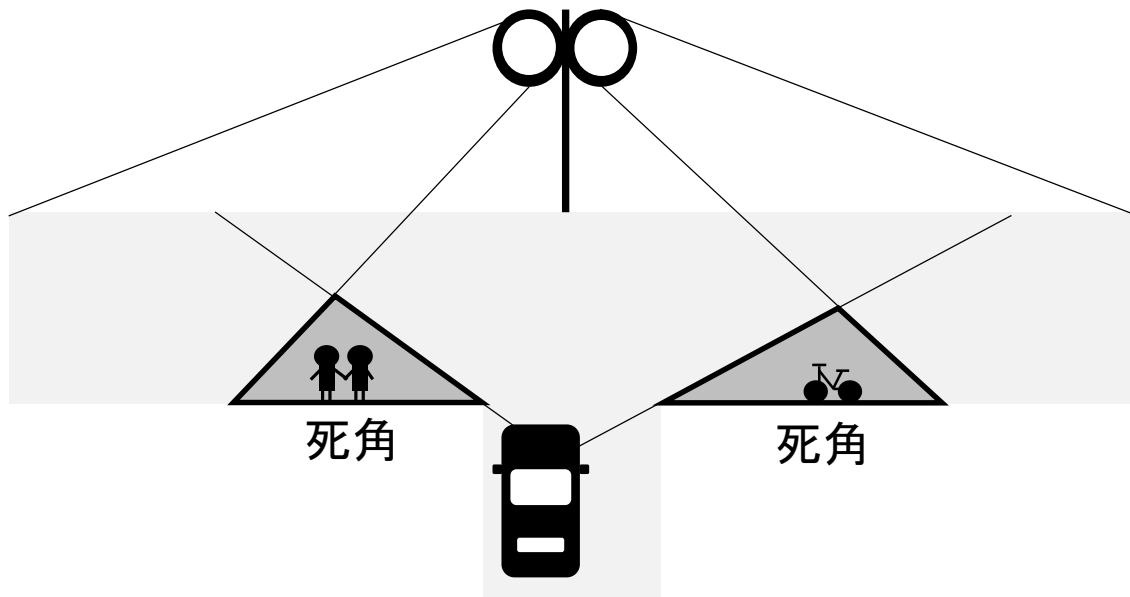


図1：死角の例

カーブミラーだけを注視することにより、一時停止や徐行をせずに交差点に進入することで事故が発生するなど、カーブミラーの設置が事故を誘発又は交通違反を助長してしまう危険性もあることから、設置については慎重に判断する。

### 3 設置について

カーブミラーには前記のような特性があることから、現地を調査し、適切な安全確認位置から直接目視確認が可能な箇所については、設置の要望に沿えないことがあります。

事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。事故はあくまでも、運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。

#### (1) 交差点等における一般的な設置の判断基準

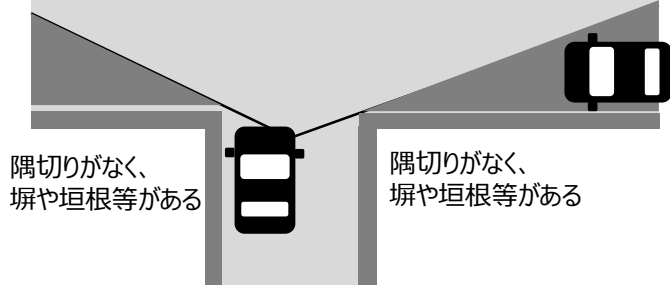
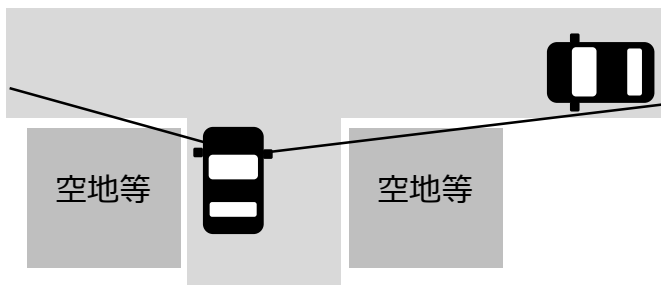
カーブミラーの設置は、春日部市域の公道（市道、県道、国道）と春日部市道との交差点等への設置とする。

設置しないと判断する事例  
(法令に定められた通行を行えば危険が除去できる)

設置を検討する事例

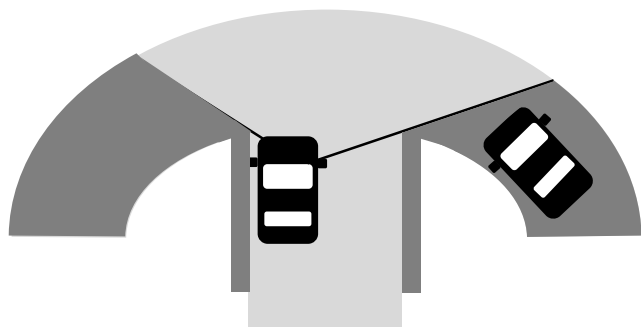
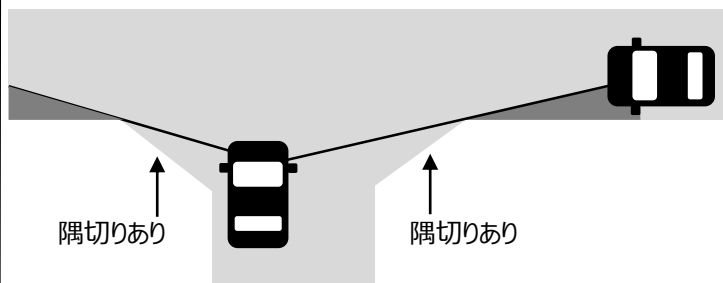
①空地等の土地利用形態により、見通しが確保されている場合

①道路幅が狭く、民地内の塀や垣根等により、見通しが確保できない場合



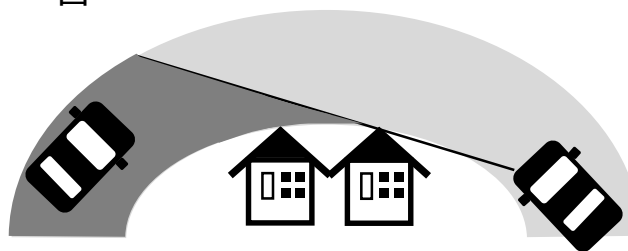
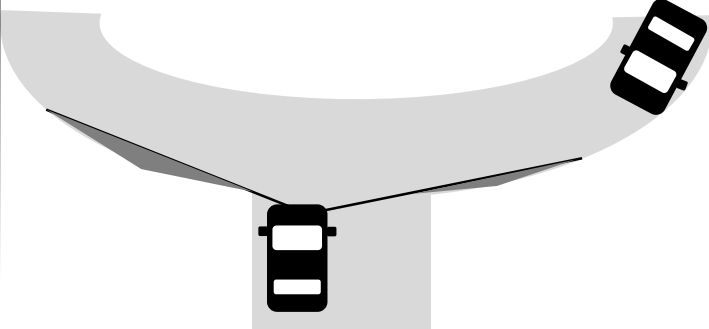
②隅切りがあり、見通しが確保されている場合。

②内へカーブしており、見通しが確保できない場合



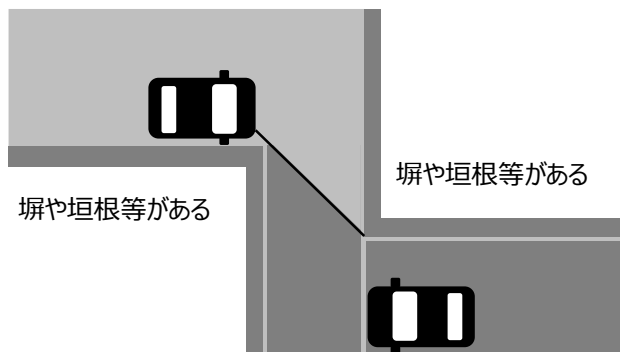
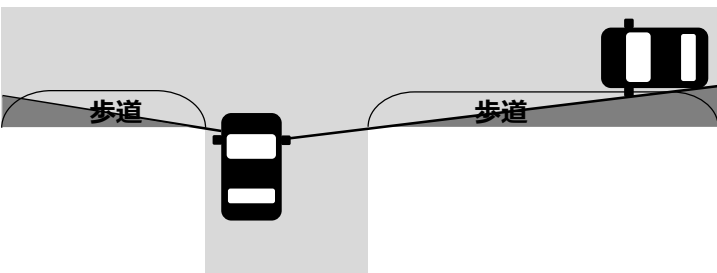
③外へカーブしており、見通しが確保されている場合。

③大きく湾曲又は屈折し、減速しても対向車の安全確認が困難と認められる場合



④歩道等があり、一時停止や徐行して歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合

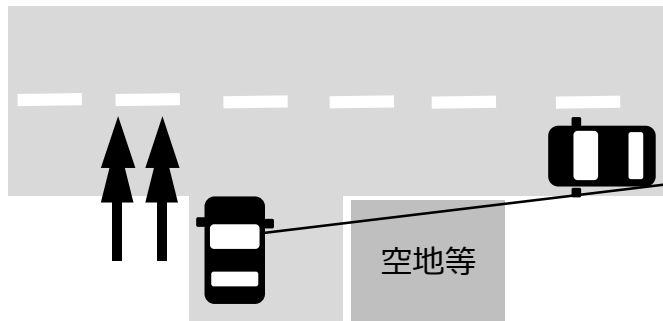
④屈折部で、減速しても対向車の安全確認が困難と認められる場合



## 設置しない判断をする事例

(法令に定められた通行を行えば危険が除去できる)

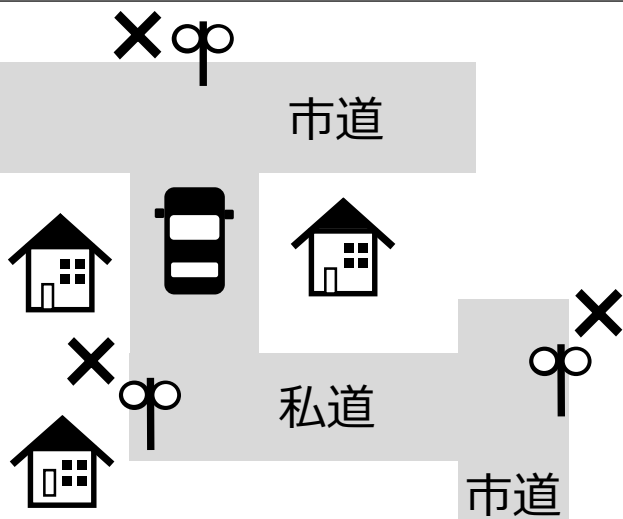
⑤主道路に中央線がある又は道路幅員6m以上ある場合は、従道路の進行方向右側の安全確認が確保されている場合



## (2) 設置しない場所

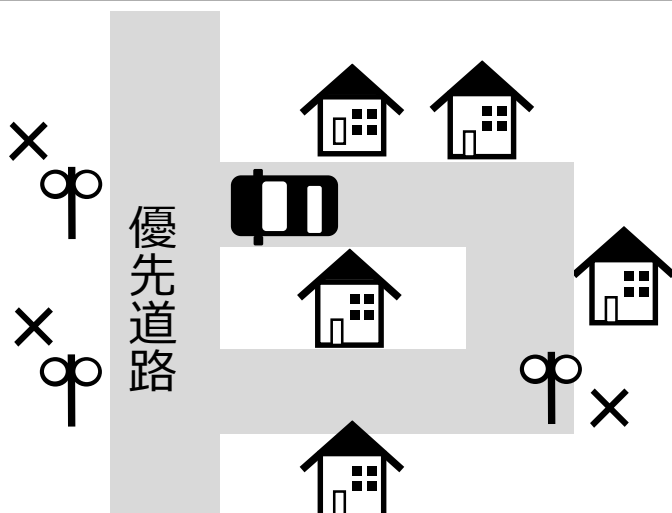
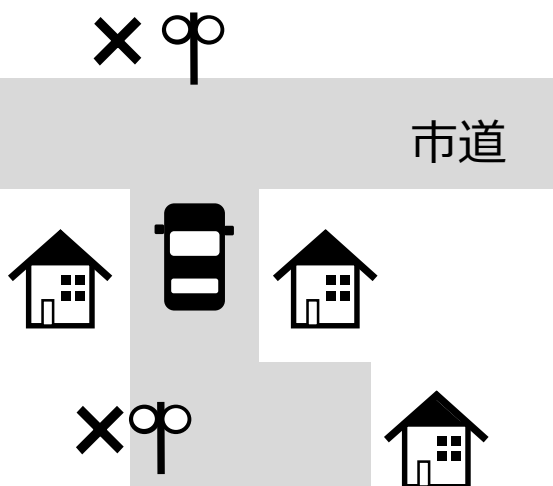
①私道内及び私道からの出口への設置  
(利用者が限定される)

②個人宅や事業所、施設等からの出口  
への設置 (利用者が限定される)



③行き止まり道路等の袋小路内及び袋小路からの出口への設置 (利用者が限定される)

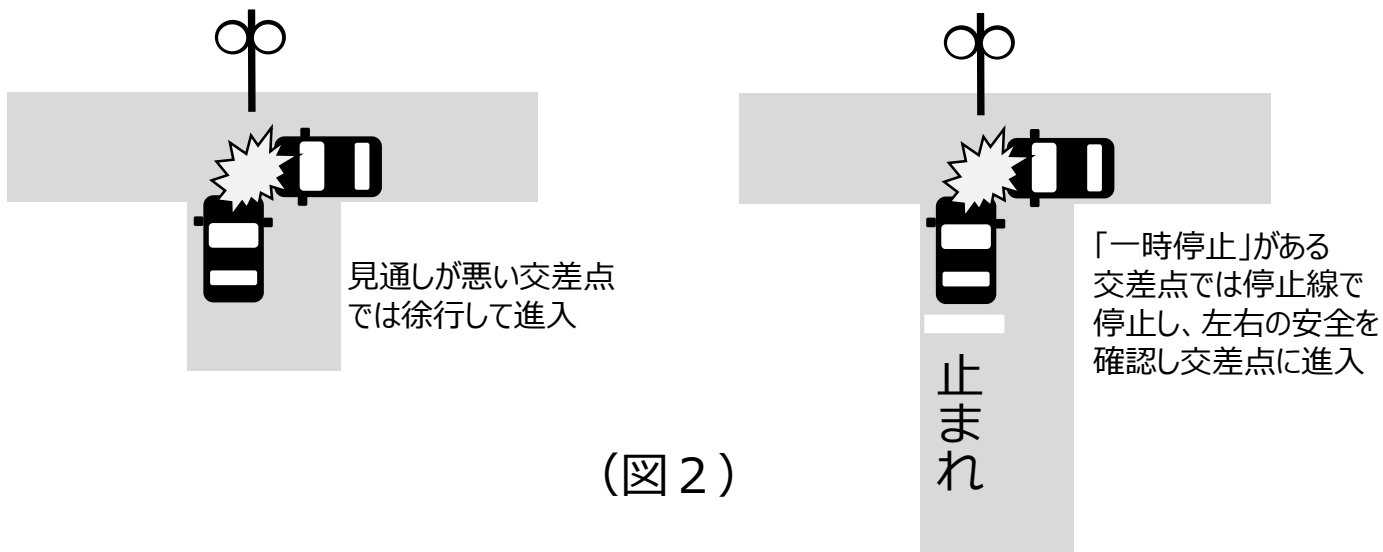
④出口が同一の優先道路へ接続する道路からの出口及び当該道路内 (利用者が限定される)



- ⑤可動物が原因で見通しが悪い場所は、見通しの悪い時間が一時的なため設置しない。  
また、草木の繁茂により見通しが悪い場所は地権者へ剪定を依頼し、見通しを確保するよう努める。
- ⑥春日部市で定めた構造のカーブミラーを道路（公道）の通行又は利用上において、安全な箇所に設置できない場合には設置しない。
- ⑦公道上への設置とし、私有地等には設置しない。

## 4 移設、撤去

- (1) 私有地の利用形態変更（出入口等の変更）に伴い、公道上に設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合は原因者負担とする。
- (2) 既存カーブミラーについて、下記の理由により撤去する場合があります。
  - ①私有地等は無償占用しているカーブミラーについて、地権者から撤去依頼があった場合。
  - ②カーブミラーを過信し、一時不停止や徐行義務を怠ったことによる事故が多発した場合。  
(図2)



- ③道路環境の変化等を踏まえて必要性を再検討し、設置基準に合わない判断した場合。